

「地域と住民の安全確保を強めるために、日本原電が『安全協定』を見直すよう求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願書

紹介議員 井 坂 章



平成28年8月24日

ひたちなか市議会議長 打越 浩 様

「地域と住民の安全確保を強めるために、日本原電が『安全協定』を見直すよう求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願書

住 所 ひたちなか市中根 3652-8

団体名 未来への風いちから

代 表 荻 三枝子

電話番号 029-274-4529



請願の名称

「地域と住民の安全確保を強めるために、日本原電が『安全協定』を見直すよう求める行動を要請する意見書」の採択を求める請願

請願の趣旨

福島第一原発事故から5年6か月余が過ぎました。事故によって放出された放射能によって、立地自治体の大熊町・双葉町を始め近隣の30km圏内、さらには40～50kmの飯館村の大地は汚染され、故郷から避難を余儀なくされた人たちのうち10万人は今なお、異郷の地での生活を強いられています。

ひとたび放射能放出を伴う大事故が起これば、その影響は原発の立地自治体に留まるものでないことは、福島第一原発事故の現状からも明らかです。

一方、地域と住民の安全を守るために原子力事業者と県及び立地自治体、隣接市町村の間で原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下、「安全協定」といいます）が締結されています。その条文のなかに施設の新・増設や変更及び運転停止中の施設の再稼働についての事前協議権（同意権ともいわれる）に関する規定があります。しかし、現行の規定ではその権限が立地自治体と県に限られています。

先の福島第一原発事故の教訓から、この規定を見直して、原発事故が起これば立地自治体同様の被害が及ぶ周辺自治体にもこの権限を拡大して欲しいというのは当然の要求であると考えます。原発の事故に因って被害を受ける自治体の住民や議会、その意向を受けて首長が原発の再稼働問題に意見を言い、再稼働に同意するかしないかの決議に参加するのは当然の権限だと思いますし、それ

が民主主義というものです。

このことについては原子力所在地域首長懇談会、東海第二発電所安全対策首長会議のそれぞれに結集している首長さん方が要求されています。それは道理のある要求であり、その早期の実現が図られるべきです。協定の一方の当事者である原子力事業者・日本原電はこの要求を早急に受け入れなければならないと考えるものです。地域と住民の安全確保のためには、関係する地域の住民と議会、首長の公平で慎重な議論が必要なことを日本原電はしっかりと理解する必要があります。

以上のことから、「安全協定」見直しの早期実現を日本原電に求めるための行動を要請する意見書を貴議会で採択いただき、茨城県知事、並びに原子力所在地域首長懇談会（座長東海村長）、東海第二発電所安全対策首長会議（座長水戸市長）の関係自治体の首長に提出いただきますようお願いいたします。

請願事項

- 1 近隣自治体に立地自治体と同等の権限を認めるための「安全協定」の見直しを日本原電が遅滞なく進めるよう直ちに積極的に要請すること。
- 2 上記についての話し合いを、日本原電が早急に実施することを直ちに積極的に要請すること。
- 3 以上の行動を求める意見書を採択すること。